

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
横浜YMCA学院専門学校		昭和51年8月16日		山下 忠司		〒 231-8458 (住所) 神奈川県横浜市中区常盤町1-7 (電話) 045-641-5785		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
公益財団法人 横浜YMCA		明治17年6月30日		工藤 誠一		〒 231-8458 (住所) 神奈川県横浜市中区常盤町1-7 (電話) 045-662-3721		
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
医療	医療専門課程	作業療法科		平成14(2002)年度	平成17(2005)年度	平成26(2014)年度		
学科の目的	キリスト教の精神に基づいた青少年の人材養成を続けてきたYMCAの特色を生かし、人びとの自立を支援し人間としての尊厳を守る作業療法士養成施設として、医療分野および福祉分野でのニーズにも応えられるような広い視野と人に対する深い洞察力、確かな専門知識と技能を備えた作業療法士を養成する。							
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	作業療法士国家試験受験資格取得							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
4年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		4,065 単位時間	2,205 単位時間	555 単位時間	1,305 単位時間	0 単位時間
				194 単位	147 単位	18 単位	29 単位	- 単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率			
40人	10人	0人		0%	0%			
就職等の状況	■卒業者数(C)		13人					
	■就職希望者数(D)		12人					
	■就職者数(E)		12人					
	■地元就職者数(F)		10人					
	■就職率(E/D)		100%					
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		83%					
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		92%					
	■進学者数		1人					
	■その他							
			(令和6年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)					
■主な就職先、業界等		(令和7年度卒業生)		横須賀市立うわまち病院、戸塚共立いずみ野病院、聖隷横浜病院、衣笠病院、横浜旭中央総合病院、田園調布中央病院、イムス横浜旭リハビリテーション病院、相武台リハビリテーション病院 他				
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価:		無					
		※有の場合、例えば以下について任意記載						
		評価団体:	受審年月:	評価結果を掲載したホームページURL				
当該学科のホームページURL	https://gakuin.yokohamaymca.ac.jp/course/sagyo/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)							
	総授業時数		4,065 単位時間					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		1,305 単位時間					
	うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間					
	うち必修授業時数		1,305 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		1,305 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間					
	(B: 単位数による算定)							
	総単位数		194 単位					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		29 単位						
うち企業等と連携した演習の単位数		0 単位						
うち必修単位数		29 単位						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		29 単位						
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		0 単位						
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		0 単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)		- 人			
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)		- 人			
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)		- 人			
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)		3 人			
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)		- 人			
	計				3 人			
上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				3 人				

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
厚生労働省認可の作業療法士養成施設として、指定カリキュラムとして示されている内容を網羅してカリキュラムとして編成する。さらに、卒業後、円滑に職業人として職務の遂行ができるよう、指定カリキュラムの範囲はもちろんその周辺知識においても必要に応じて学習に取り入れていく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記
教職員会議・講師会などで提案された事案に関しては、年間2回実施する教育課程編成委員会での意見交換により、カリキュラムやシラバスなど教育課程に反映させる。その内容は、運営委員会や理事会へと報告をする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
井上 裕太	株式会社ジェイ・ケイ・コネクト・代表者	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	③
山下 忠司	横浜YMCA学院専門学校 校長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
遠藤 陵晃	横浜YMCA学院専門学校 作業療法科学科長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
小倉 三奈	横浜YMCA学院専門学校 国際情報ビジネス科学科長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
潘 紅	横浜YMCA学院専門学校 事務長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (10月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 2024年10月7日 13:00～14:00

第2回 2025年3月31日 13:00～14:00

0

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

委員会での意見は、運営の改善を図るべく活用している。主たる意見としては、基礎学力向上のための支援や社会性を身に付けさせる機会の提供などが挙げられた。具体的には、専門科目強化のために作業療法学研究基礎(1～2年)の実施、運動学、評価学などの補習授業の開催など新たに追加して実施している。また、対人援助職としての意識涵養のためにボランティア活動による異世代交流の推進に取り組んでいる。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実習においては、その目的・目標・内容を示し、各施設・病院に理解を得た上で、学生が目標に到達することができるよう、実習指導者と教員で意見交換を図り、連携を取りながら指導を行う。実習においては、施設の承諾書や指導者免許の写しなどの提出を義務づけ運営・管理をしている。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

教員は、電話連絡及び施設訪問によって、指導者と調整を行いながら学生の実習指導を行う。学習成果については、実習指導者の評価をもとにセミナーの結果を加味して、作業療法士科の会議にて最終的な評価を出す。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
臨床実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	・ホスピタリティマインドを持った作業療法士となる為、指導者の監督下において、職業人としての倫理的/常識的な態度、振舞いを行うことができる。・意欲、探求心を持ち、臨床場面での作業療法士の役割や施設の機能を理解し、情報を共有することができるよう習得する。	イムス横浜狩場脳神経外科病院、衣笠病院、鶴川記念病院、東京労災病院、福井記念病院、戸塚共立リハビリテーション病院 他17施設(2022年度)
臨床実習Ⅱ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	・作業療法学生としての臨床の実地方法を学ぶ。・実習指導者が実施する作業療法を学ぶ。・見学—模倣—実施を段階的に学習することで作業療法技術を習得する。・実習指導者が実施する作業療法の臨牀的思考を学ぶ。	磯子中央病院、関東病院、衣笠病院、東京労災病院、東京品川病院、さがみリハビリテーション病院、福井記念病院、日本鋼管病院、横浜市立大学附属病院、横浜なみきリハビリテーション病院 他15施設(2023年度)
臨床実習Ⅲ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	2年生での見学実習の経験の上に、本格的に対象者の方と関わる実習である。2施設で実習を行うことが必須である。内容的には、評価、治療計画の立案を1~数人の対象者の方に実施し、それをレポートにまとめる。それに加えて、社会人・専門職としての考え方や行動をOTSとして経験する。	神奈川病院、横浜新緑総合病院、東京労災病院、関東病院、磯子中央病院、横浜旭中央総合病院、衣笠病院、テイサービスセンターWell 他全10施設(2024年度)
臨床実習Ⅳ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	作業療法の流れの全てを対象者との関わりの中で実施する総合臨床実習である。内容は、作業療法評価、作業療法計画の立案、作業療法実施、再評価・再目標設定・再治療計画立案までの思考能力・実践能力を養う。加えて、社会人・専門職としての考え方や行動を学生として経験し、実践力を養うとともに、卒業後自立して作業療法が実施できるようになることを目標とする。	横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、湘南鎌倉総合病院、衣笠病院、横浜旭中央総合病院、東京労災病院、日本鋼管病院、新横浜リハビリテーション病院、横浜新緑総合病院、紫雲会横浜病院 全10施設
臨床実習Ⅴ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	介護保険制度など社会制度を説明できる。訪問又は通所リハビリテーション・精神科ケアの役割について、体験を通し学ぶ。訪問または通所リハビリテーション・精神科ケアの作業療法士の役割を指導者から学ぶ。またその課題について理解する。	北小田原病院、介護老人保健施設樹の丘、さがみリハビリテーション病院、イムス横浜狩場脳神経外科病院、桜ヶ丘中央病院、横浜旭中央総合病院、藤沢病院 他全10施設

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 教職員研修規定に基づいて、各教員の専門分野の知識・技術を身に付け、日常業務の中でこれらが十分に活用され、本校の教育目的達成に役立てることができるように研修の計画を行う。		
(2) 研修等の実績		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	第6回神奈川県臨床作業療法大会	連携企業等: 一社)神奈川県作業療法士会
期間:	2024年12月8日(日)	対象: 作業療法科専任教員
内容:	「Communication ～再動 × 再考～」実行委員	
研修名:	第58回日本作業療法学会	連携企業等: 一社)日本作業療法士会
期間:	2024年11月9日(土)-2024年11月10日(日)	対象: 作業療法科専任教員
内容:	テーマ「作業療法の効果を最大化する知識・技術・環境を問う」	
研修名:	第41回神奈川県理学療法士学会	連携企業等: 公財)神奈川県理学療法士会
期間:	2025年2月9日(日)	対象: 作業療法科専任教員
内容:	「挑戦か安心か ―変化する社会で生き抜く理学療法士の見つけ方―」シンポジスト登壇	
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	2024年度横浜YMCA安全研修	連携企業等: 横浜YMCA全体
期間:	2024年7月1日(月)～2024年7月7日(日)	対象: 教職員全員
内容:	安否確認、不審者対応研修、ヒヤリハットマップ作成、心肺蘇生法講習(AED)、熱中症対策について、避難訓練	
研修名:	横浜YMCAカレッジグループ 2024年度教職員合同研修会	連携企業等: 学校法人横浜YMCA
期間:	2024年11月8日(金)	対象: 教職員全員
内容:	ハラスメント防止策～アカデミックハラスメント及びパワーハラスメントへの理解と防止～	
研修名:	2024年度横浜YMCA人権研修	連携企業等: 横浜YMCA全体
期間:	2024年12月2日(月)～2024年12月7日(土)	対象: 教職員全員
内容:	全体研修、ハラスメントについて確認、人権擁護のためのセルフチェックテスト	
(3) 研修等の計画		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	第20回神奈川県作業療法学会	連携企業等: 一社)神奈川県作業療法士会
期間:	2025年9月21日(日)	対象: 作業療法科専任教員
内容:	テーマ「Science & Sustainability ～次世代へ伝えたい作業療法の魅力～」実行委員	
研修名:	第59回日本作業療法学会	連携企業等: 一社)日本作業療法士協会
期間:	2025年11月7日(金)-2025年11月9日(日)	対象: 日本作業療法士協会会員
内容:	テーマ「作業療法の価値を高めるエビデンスの創出」	
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	2025年度横浜YMCA安全研修	連携企業等: 横浜YMCA全体
期間:	2025年7月1日(月)～2025年7月7日(月)	対象: 教職員全員
内容:	全体研修・安全マニュアル確認、ヒヤリハットマップ見直し、心肺蘇生法講習、避難訓練	
研修名:	横浜YMCAカレッジグループ 2024年度教職員合同研修会	連携企業等: 学校法人横浜YMCA
期間:	2024年11月予定	対象: 教職員全員
内容:	テーマ「学習障がい・発達障がいの理解 学び方の違う学生たちの支援」(仮)	
研修名:	2025年度横浜YMCA人権研修	連携企業等: 横浜YMCA全体
期間:	2025年12月1日(月)～2024年12月6日(土)	対象: 教職員全員
内容:	全体研修、ハラスメントについて確認、人権擁護のためのセルフチェックテスト	

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

毎年学校で行う自己評価結果について、学校が設置した学校関係者評価委員から構成される委員会でその結果について検討を行う。そこで検討された意見は、改善を図る上で学校運営に反映していく方針である。また、自己点検評価の根拠となる資料の提供し、委員に意見や助言が得られやすくなるよう努める。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受入れ募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	(11)国際交流

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

委員会の報告を教職員会議で協議し、共通理解を深めるとともに、基礎学力の低下や社会性を身に付けるという意見から、作業療法学研究基礎の導入、専門科目時間数の増加、体験学習(ボランティア体験)の実施、学事歴の見直しなどを行った。また、専門科目である地域作業療法学や作業療法学演習においては、外部施設からの指導者を招聘し、より現場に近い学びを提供している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
櫻井 正	川村学園女子大学准教授	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	有識者
小林 敦	企業コンサルタント	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	有識者
山下 忠司	横浜YMCA学院専門学校 校長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	
遠藤 陵晃	横浜YMCA学院専門学校 作業療法科学科長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	
小倉 三奈	横浜YMCA学院専門学校 国際情報ビジネス科学科長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	
潘 紅	横浜YMCA学院専門学校 事務長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・) 広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://gakuin.yokohamaymca.ac.jp/about/information/>

公表時期: 令和8年6月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校に関係のある病院・施設の関係者が、本校について理解し、連携・協力を図っていくために、教育方針を始めとし、学校運営についての情報を可能な限り提供していく。また、必要な情報はHPIにおいても掲載し公開していく。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	(2)各学科等の教育
(3)教職員	(3)教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)様々な教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	(6)学生の生活支援
(7)学生納付金・修学支援	(7)学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	(8)学校の財務
(9)学校評価	(9)学校評価
(10)国際連携の状況	(10)国際連携の状況
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・) 広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://gakuin.yokohamaymca.ac.jp/about/information/>

公表時期: 令和8年6月30日

授業科目等の概要

(医療専門課程 作業療法科)																
分類	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択	授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
									講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
	○			心理学	・心理学の理論と方法について理解できる。 ・ヒトの精神機能の基本的構造について理解できる。	1後	30	2	○			○			○	
	○			キリスト教学	キリスト教精神を基盤としたYMCAの理念を理解し、将来作業療法士として活動する学生が、「隣人への愛」を持って実践できるようになることを目標とする。	1前	30	2	○			○			○	
	○			社会学	・社会に対する関心を持ち、主体的に情報を収集・解釈できるようになる。 ・医療の現場において必要とされるコミュニケーション力（特に読み書き）が向上する。	1前	30	2	○			○			○	
	○			基礎生命科学	・細胞の構造と機能の関連性を説明できる。 ・遺伝子情報から形質発現を説明できる。 ・生命体・個体の多様性から生態系の進化を説明できる。	1通	60	4	○			○			○	
	○			情報科学	学校生活および卒業に必要なパソコン技能および情報管理を習得する。	1前	30	1		○		○			○	
	○			ホスピタリティ論	・ホスピタリティの文化や概念を理解し、ホスピタリティを現場で実践できる。 ・HBS(Hospitality Based Skill)を身につける。	1前	15	1	○			○			○	
	○			社会福祉学	・社会福祉の今を、「制度・政策・人々の暮らし」に視点をおき理解を深めることができる。・作業療法士としての社会福祉との接点について考察することができる。	1後	30	2	○			○			○	
	○			英語	・英語で健康状態や病気の状態を表現できる。	1後	30	2	○			○			○	
	○			倫理学	・臨床現場において、対象者の人格を尊重し、尊厳に配慮することが実施できる。 ・ホスピタリティマインドを持ち、対象者の人格、価値観を尊重し、QOLの向上やwell-beingを理解する。	2後	30	2	○			○		○		
	○			統計学	・統計学の考え方を説明できる。 ・作業療法臨床に関する数量データから客観的な統計的予測の方法について理解できる。	3後	30	2	○			○			○	
	○			教育学	作業療法士として、対象者や後進の指導の在り方について理解し、効果的で効率的な指導について考察し実践することができる。教育関係のあり方、教育機関について考察し、営みとしての教育やその方法に関する理解を深める。	2前	30	2	○			○			○	
	○			生活環境論	人間工学、運動学、福祉工学などを中心に、環境が人間に対して、どのように影響を与えるか考える。また、環境調整を講じて症例などのADL、IADL、QOLを理解する。	2前	15	1	○			○		○		
	○			人体の構造と機能	・人体の構造と機能や行動心理について、進化過程や適応の変異から理解できる。	1後	30	2	○			○			○	
	○			解剖学	・作業療法士として必要な人体の構造を理解し、臨床医学の理解の基盤として位置付けることができる。	1通	240	16	○			○			○	
	○			生理学 I	・運動系および感覚系における神経・筋の生理を主とした動物性機能を学び、神経筋伝達や反射のメカニズムを理解することにより人体各器官系の動きを説明できる。	1通	60	4	○			○			○	

16	○		生理学Ⅱ	呼吸・循環・内分泌・消化吸収など植物性機能を学び、生物としてのヒトの生命活動を理解し説明できる。	1後	30	2	○				○				○		
17	○		運動学	「解剖学」や「生理学」および力学の基礎知識を統合し、身体運動のメカニズムを理解する。それにより「運動学的分析」を加え、正常動作と病的動作の違いについて考察できる。	1通	60	4	○				○					○	
18	○		生涯発達論	作業療法に必要なさまざまな発達理論を理解できる。	2後	30	2	○				○				○		
19	○		医学概論	医療従事者として、国民の保健医療福祉の推進のために必要な医学全体の概要を知る。	1前	15	1	○				○					○	
20	○		内科学	・内科の主たる疾患とその治療などについて理解をする。具体的には診断法の概要、主要疾患の病態や病理、検査所見（画像所見など含む）、治療方法、予後などについて学習する。深い知識を習得し、将来臨床場面の患者に対する、診断・治療の場面で役立つように修学する。・内科学とリハビリテーション医療について理解を深め、説明できる。	2前	30	2	○				○					○	
21	○		整形外科学	急増している骨・関節に関連した運動器疾患の予防と治療について理解できる。 対象者のquality of life (QOL) に焦点を当てた全人的治療を目指す視点を理解できる。	2前	30	2	○				○					○	
22	○		脳神経内科学	・脳神経内科学の概念を理解する。・脳神経内科学の代表的な疾患について理解し、リハビリテーションが円滑に行える基盤とする。・脳神経内科学とリハビリテーション医療について理解を深め、説明できる。	2後	30	2	○				○						○
23	○		精神医学	・精神医学の概念を理解する。・精神障害の成因と分類を理解する。・精神機能の症状と精神症状を理解する。・脳科学からみた精神機能について理解できる。・精神障害の診断と評価を理解する。・主要精神疾患を理解する。・精神障害に対して用いられる主な治療法について理解する。	2通	60	4	○				○						○
24	○		小児科学	・小児の疾患について、その原因と特徴、対応について理解し、説明できる。・リハビリ対象児の抱える疾患や合併症を医学的検査や画像所見を基に医学的に理解し、多（他）職種連携に必要な知識を得、説明することができる。・発達障害、中枢神経系疾患、筋系疾患など様々な小児疾患の症状、医学的治療（薬理含む）について説明できる。・小児の疾患患児・者に対してのリハビリテーションについて述べるができる。	2後	30	2	○				○						○
25	○		リハビリテーション体育	・障害者・健常者問わず、年齢や障害像などにも考慮し、一生涯、活動的に行えるスポーツを知り、患者や利用者などに紹介や指導できる能力を修得する。	1集	30	1		○			○						○
26	○		臨床心理学	・臨床心理学の構造とアセスメントの実際について理解できる。・臨床心理学の理論的モデルと介入の技法について理解できる。・心理臨床の実践の場や役割について理解できる。	2前	30	2	○				○						○
27	○		病理学概論	基本的な疾患の原因・成り立ちを理解し、代表的で重要な疾患について詳細を学ぶことにより、医療（臨床医学における診断や治療）との関係を理解できる。	2前	15	1	○				○						○
28	○		リハビリテーション医学	・リハビリテーション医学における診断法（各種検査含む）、治療法などについて理解することができる。	2集	15	1	○				○						○
29	○		リハビリテーション概論	・リハビリテーションチームの一員である作業療法士を目指す学生として、リハビリテーションの概念（自立支援・就労支援含）について理解をし、自分なりのリハビリテーション像を継続して検討することができる。	1集	30	2	○				○					○	
30	○		公衆衛生学	公衆衛生学の理念を理解し、ライフサイクルを通じての健康の追求をする。	2後	30	2	○				○						○
31	○		作業療法概論	・作業療法を実践できるようになるために、作業療法の原理を理解し、作業療法士になるための心構えと自覚を身につける。	1後	30	2	○				○					○	
32	○		基礎作業学実習	・作業療法における基礎作業学の概念と“作業”の利用について理解する。・具体的な作品の製作過程を通して作業活動に共通の構造、治療的特徴を種目ごとに理解する。	1通	45	1		○			○					○	

33	○		基礎作業学	・基礎作業学と“作業”の関係について、および作業療法と“作業”の関係について理解する。 ・作業療法の展開について理解する。	2 後	30	2	○			○		○
34	○		基礎作業学理論	・「作業療法」において、パラダイムの理解をする。 ・人間作業モデル/カナダ作業遂行モデルを理解し、実施する。	3 前	30	2	○			○		○
35	○		作業療法管理学	所属する組織において、日常業務を遂行するために、社会人/職業人としての基本的な管理・運営の基礎知識を習得する。	4 前	30	2	○			○		○
36	○		身体障害の評価学A	・身体障害領域の作業療法を行う上で必要な各種の検査・測定に基づく評価法および対象者の問題点や利点と、それらの相互関係を理解できる。	1 後	30	2	○			○		○
37	○		身体障害の評価学B	・評価の概要および作業療法における評価の位置づけを理解する。 ・評価に当たって必要となる、情報収集および各種検査・測定の方法について理解する。 ・評価結果（画像評価含む）を分析・解釈し、障害像との関連性について理解する。	2 通	120	8	○			○		○
38	○		精神障害の評価学	・精神機能作業療法の歴史を理解できる。 ・医学的リハビリテーションと精神機能作業療法を理解できる。 ・関係法規の概論を理解できる。 ・精神機能作業療法における主たる対象疾患について理解を深める。 ・精神機能作業療法の対象理解と評価（画像評価など含む）について理解できる。 ・統合失調症、双極性障害および抑うつ障害群、神経症性障害などの各疾患に応じた評価方法があることを理解する。	2 前	60	4	○			○		○
39	○		発達障害の評価学	・発達障害領域の作業療法の流れについて説明できる。 ・発達障害領域における様々な職域やその役割について理解し、説明できる。 ・発達障害領域の対象児・者の理解と、障害像について説明できる。	2 前	60	4	○			○		○
40	○		身体障害の作業療法治療学A	・整形外科疾患の臨床像を理解し、それらに対して具体的作業療法介入方法について習得する。	2 後	30	2	○			○		○
41	○		身体障害の作業療法治療学B	・身体機能領域の作業療法の指導・援助に必要な知識を理解できる。 ・身体機能障害の原因と機序、治療原理や治療技法の原則を説明できる。	3 通	120	8	○			○		○
42	○		老年期の作業療法治療学	・高齢者のADL、QOLを支援するための作業療法の基礎的知識を身につけることができる。	3 通	60	4	○			○		○
43	○		発達障害の作業療法治療学A	・発達過程について諸機能とその関連を理解し、治療につなげることができる。 ・発達障害領域で関わる対象児・者の理解と作業療法について考察し、介入方法を立案することができる。 ・発達障害領域の関わる対象児・者の社会環境や関わる職種と多(他)職種連携の考え方について知り、議論することができる	2 後	30	2	○			○		○
44	○		発達障害の作業療法治療学B	・発達障害領域の対象児・者とその社会的背景について理解し、評価と介入法を考察することができる。 ・発達障害領域の理念を理解し、対象児・者やその家族に対応するための人間的な資質を理解する。	3 通	90	6	○			○		○
45	○		精神障害の作業療法治療学A	・精神機能作業療法の実践方法と作業療法過程を理解できる。 ・統合失調症、双極性障害および抑うつ障害群、神経症性障害などの各疾患に対する作業療法に必要な知識と技術について理解できる。	2 後	30	2	○			○		○
46	○		精神障害の作業療法治療学B	・医学的リハビリテーションと精神機能作業療法を理解できる。 ・疾患ごとの実践方法の枠組みを理解し、事例に対し必要となる評価や治療計画を立てることができる。	3 通	90	6	○			○		○
47	○		作業療法治療学演習Ⅰ	・臨床医学および作業療法治療学を基盤とし、対象者へ具体的な身障系作業療法介入の一連の流れを立案できる。 ・身障系作業療法介入において、必要となる評価技法/治療技法などを実施できる。	3 前・ 4 前	90	3	○			○		○
48	○		作業療法治療学演習Ⅱ	・臨床医学および作業療法治療学を基盤とし、対象者へ具体的な身障系作業療法介入の一連の流れを立案できる。 ・身障系作業療法介入において、必要となる評価技法/治療技法などを実施できる。	3 前	60	2	○			○		○
49	○		作業療法学研究A	これまでに学んできた知識・技術に最終的な再検討を加え、応用・実践力を習得する。自らすすんで疑問をもち、学習・研究する姿勢・探究心を形成する。成果として、研究論文（レジュメを含む）作成及び発表・質疑応答する。	4 集	180	4	○			○		○
50	○		作業療法学研究B	・国家試験合格に必要な、基礎・臨床医学、障害別作業療法などについての知識を再確認し強化する。 ・個々の学習方法について再検討し、必要に応じた修正を加える。 ・国家試験全員合格を目指し、個々の課題を全員で協力し補い合い、目標を達成させる	4 集	60	2	○			○		○

51	○		地域作業療法学	・地域作業療法を理解するために地域の捉え方、地域リハビリ、実践過程における評価の視点までの枠組みを理解する。・対象者および障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識を習得できる。	2 後	30	2	○		○	○								
52	○		地域作業療法学演習	・患者および障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識、技術を習得し問題解決能力を培う。・地域作業療法の実践課程における評価の視点から支援計画までの枠組みを理解できる。・地域作業療法の実践を理解するためプログラム立案と実践方法を理解できる。・各領域における実践事例を通して作業療法士の活動内容と役割について学び地域との連携について理解する。	3 通	60	2	○		○	○								
53	○		臨床実習Ⅰ	・ホスピタリティマインドを持った作業療法士となる為、指導者の監督下において、職業人としての倫理的/常識的な態度、振舞いを行うことができる。・意欲、探求心を持ち、臨床場面での作業療法士の役割や施設の機能を理解をし、情報を共有することができるよう習得する。	1 集	135	3			○	○	○							
54	○		臨床実習Ⅱ	・作業療法学生としての臨床の実地方法を学ぶ。・実習指導者が実施する作業療法を学ぶ。・見学—模倣—実施を段階的に学習することで作業療法技術を習得する。・実習指導者が実施する作業療法の臨床的思考を学ぶ。	2 集	315	7			○	○	○							
55	○		臨床実習Ⅲ	・作業療法学生としての臨床の実地方法を学ぶ。・実習指導者が実施する作業療法を学ぶ。・見学—模倣—実施を段階的に学習することで作業療法技術を習得する。・実習指導者が実施する作業療法の臨床的思考を学ぶ。	3 集	405	9			○	○	○							
56	○		臨床実習Ⅳ	・社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養う。 ・治療計画立案能力・実践能力を身につける。	4 集	405	9			○	○	○							
57	○		臨床実習Ⅴ	訪問リハ・通所リハ・精神科デイケアの施設での実習を通して、地域で働く作業療法士の活動内容を理解する。	4 集	45	1			○	○	○							
58	○		セミナー	・作業療法科の学生として、医療人への心構えや他者への思いやり、他者と論理的に討論することができる。 ・YMCAの学生生活が、円滑に過ごせるように、施設やルール、学習方法などを修得する。	1 通	60	4	○			○	○							
59	○		セミナー	・作業療法士に求められる態度・知識・技術について理解できる。臨床実習Ⅱ（評価実習）に向けて職業人としての基本的な行動がとれるようになる。	2 通	60	4	○			○	○							
60	○		セミナー	・臨床実習Ⅲ（総合臨床実習）に向けて職業人としての基本的な行動がとれるようになる。 ・作業療法研究の基礎を学び自身の研究のテーマや材料を選び取れるようになる。	3 通	60	4	○			○	○							
61	○		セミナー	・ホスピタリティマインドを持った作業療法士になるために、社会人としての基礎力を身につける。	4 通	60	4	○			○	○							
合計						61 科目			192 単位 (4,065単位時間)										

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	・全必修科目の単位取得、及び学費等諸経費の完納。・必修科目と選択科目の履修・取得と卒業論文の履修者は取得が条件に加わる。	1学年の学期区分	2期
履修方法：	学期末試験で不合格だった者は再試験を受験することができる。再試験で不合格だった者については、成績判定会議にて処遇を決定する。	1学期の授業期間	15週

(留意事項)

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。